

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

住民福祉係

受付期間中です

平成26年の消費税引き上げによる負担を軽減する措置として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

申請書が届いている方は、支給要件をご確認いただき申請をお願いいたします。また、申請書が届かない方で、下記の要件に該当すると思われる方は、役場までお越しください。

- 申請受付期間 9月1日～12月1日
- 申請書類
 - ・申請書
 - ・添付書類（本人確認書類・指定口座が確認できるもの）
 - ・印鑑
- 申請書提出先 立科町役場 町民課 住民福祉係
- 窓口受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分まで
月曜日（祝日の場合は翌平日）は午後7時まで



臨時福祉給付金

(要件)

- ①平成27年1月1日において立科町に住民登録がある方。
- ②平成27年度 住民税（均等割）が課税されていない方。（非課税者）
ただし、以下の場合には対象外となります。
 - ・課税者に扶養されている場合
 - ・生活保護制度の被保護者となっている場合等

(支給額)

対象者1人につき 6,000円

子育て世帯臨時特例給付金

(要件)

- ①平成27年5月31日において立科町に住民登録がある方。
- ②平成27年6月分の児童手当の受給者
ただし、以下の場合には対象外となります。
 - ・平成27年度の所得が、児童手当の所得制限限度額以上の方

(支給額)

児童手当の対象となる児童1人につき 3,000円

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の奪取」にご注意ください。立科町や、その他関係機関よりATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

お問合せ先 住民福祉係 電話 0267-56-2311 有線 2311

誤 不燃ごみの指定袋に入れて出す。



正 可燃ごみ（赤い指定袋へ）

指定袋に入る木製、皮革製、ゴム製及びプラスチック製等のスポーツ用品は、可燃ごみで出す。
可燃ごみの指定袋に入らない大きいスポーツ用品は、粗大ごみ（有料）で出す。

※鉄製金具を分別できないスケート靴等は、不燃ごみの指定袋に入れて出す。



スポーツ用品

環境保健係

しいなちゃん!
このごみ
どっち?



このごみの分別方法は?